受給には届け出が必要です
児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給

問子育て支援課　児童扶養手当☎922-1476FAX922-3274
特別児童扶養手当☎922-1483FAX922-3274

次の要件に該当し、手当を受けていない人は届け出てください。すでに児童扶養手当を受給している人には現況届、特別児童扶養手当を受給している人には所得状況届を7月下旬に送付しますので、期間内に必要書類を同封の返信用封筒で郵送してください。

児童扶養手当

■対象　令和2年中の所得が【表1】の所得制限額未満で、①～⑥のいずれかに該当する子ども（18歳になった年の年度末までの子どもと、20歳未満で一定の障がいのある子ども）を養育している保護者

①父母の離婚や死亡（生死不明を含む）などにより父または母あるいは父母と生計を同じくしていない。
②父または母に一定の障がいがある。
③父または母から1年以上遺棄されている。
④父または母が法令により1年以上拘禁されている。
⑤母が未婚で出生した。
⑥父または母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所から保護命令を受けている。

■支給月額　【表2】のとおり

■現況届の提出

・8月1日(日)～31日(火)（消印有効）に同封の返送用封筒で郵送。
・8月1日時点の状況の届け出のため、8月1日以降に提出を。
・提出がない場合、11月分以降の受給資格が更新されません。

⚠次のいずれかに該当する場合、児童扶養手当が受けられません。

・申請者や子どもの住所が国内にない。
・子どもが里親に委託されている。
・子どもが児童福祉施設等に入所している。
・子どもが少年院・少年鑑別所に収容されている。
・婚姻の届出はしていないが、異性の頻繁な訪問や、異性からの経済的援助（生活費の補助など）を受けるなど、事実上の婚姻関係がある。

【表1】児童扶養手当の所得制限額

扶養人数	父、母または養育者		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円

【表2】児童扶養手当の支給月額

児童人数	令和3年4月分から	
	全部支給	一部支給
1人	4万3160円	4万3150円～1万180円
2人	1万190円加算	1人につき1万180円～5100円加算
3人以上	6110円加算	1人につき6100円～3060円加算

※一部支給の場合の支給額は所得によって変わります

特別児童扶養手当

■対象　令和2年中の所得が【表3】の所得制限額未満で、精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している保護者

■支給月額（1人当たり）　【表4】のとおり

■所得状況届の提出

・8月1日(日)～14(土)（消印有効）に、同封の返信用封筒で郵送。
・8月1日時点の状況の届け出のため、8月1日以降に提出を。

【表3】特別児童扶養手当の所得制限額

扶養人数	請求者(本人)	配偶者・扶養義務者
0人	459万6000円	628万7000円
1人	497万6000円	653万6000円
2人	535万6000円	674万9000円
3人	573万6000円	696万2000円

【表4】特別児童扶養手当支給月額

障がいの状態	支給月額
1級	5万2500円
2級	3万4970円

令和4年4月1日採用予定
草加市新規採用職員

職員募集

問職員課☎922-0983FAX922-3098

詳細は市ホームページ掲載の募集要項で確認を（市役所総合案内、職員課、各サービスセンター等でも配布）。

■第1次試験　日にち：9月19日(日)
会　場：市役所等市内公共施設(決定次第お知らせ)
申8月12日(木)までにインターネット（草加市電子申請・届出サービス）で。

職　種	試験区分	受験資格等		1次試験科目	採用予定人数
事務（新卒者等）	大学卒 A	平成8年4月2日以降生まれ	大学以上を卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人。	教養試験・専門試験・論文	10人程度
	大学卒 B			教養試験・論文	
	短大卒 C	平成11年4月2日以降生まれ	短期大学を卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人。	教養試験・論文	
	高校卒 D	平成13年4月2日以降生まれ	高等学校を卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人。	教養試験・作文	
事務（社会人経験者等）	E	昭和56年4月2日～平成8年4月1日生まれ	高等学校以上を卒業した人。	教養試験・論文	若干名
土木技師（新卒者等）	大学卒 F	平成8年4月2日以降生まれ	大学以上を卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人。	教養試験・専門試験・論文	5人程度
土木技師（社会人経験者等）	G	昭和56年4月2日～平成8年4月1日生まれ	高等学校以上を卒業した人。	専門試験・論文	
建築技師（新卒者等）	大学卒 H	平成8年4月2日以降生まれ	大学以上を卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人。	教養試験・専門試験・論文	5人程度
建築技師（社会人経験者等）	I	昭和56年4月2日～平成8年4月1日生まれ	高等学校以上を卒業した人。	専門試験・論文	
建築技師（一級建築士）	J	昭和56年4月2日以降生まれ	試験申込時において、一級建築士免許を有し、次のいずれかの要件を満たす人。 (1)建築物の意匠・構造の設計または監理に係る業務の実務経験を令和3年7月1日現在で5年以上有し、採用後、2年間の実務経験を経て、直近の建築基準適合判定資格者検定を受験できる人。 (2)官公庁または指定確認検査機関において、建築基準法に基づく審査または検査業務の実務経験を令和3年7月1日現在で2年以上有し、採用後、直近の建築基準適合判定資格者検定を受験できる人。	論文	若干名
建築技師（建築基準適合判定資格者）	K	昭和51年4月2日以降生まれ	試験申込時において、建築基準適合判定資格者の登録をしているまたは令和4年3月までに登録が見込まれる人。 ※実務経験年数や審査歴を考慮し一定期間の研修後、建築主事として任命予定。	論文	若干名
電気技師（新卒者等）	大学卒 L	平成8年4月2日以降生まれ	大学以上を卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人。	教養試験・専門試験・論文	若干名
電気技師（社会人経験者等）	M	昭和56年4月2日～平成8年4月1日生まれ	高等学校以上を卒業した人。	専門試験・論文	
事務（情報）	N	昭和56年4月2日以降生まれ	高等学校以上を卒業し、試験申込時において、次のいずれかの要件を満たす人。 (1)ネットワーク及びサーバの設計または構築経験を令和3年7月1日現在で3年以上有する人。 (2)アプリケーションの設計または構築経験を令和3年7月1日現在で3年以上有する人。 (3)システム開発プロジェクト（概ね10人以上）において指揮監督を行う監督職等（プロジェクトマネージャー等）の経験を有する人。	教養試験・論文	若干名
社会福祉士	O	昭和56年4月2日以降生まれ	試験申込時において、社会福祉士資格を有する人。	教養試験・論文	若干名
保育士（新卒者）	P	平成3年4月2日以降生まれ	試験申込時において、保育士資格を有するまたは令和4年3月までに取得見込みの人。	教養試験・専門試験・論文	15人程度
保育士（経験者）	Q	昭和41年4月2日～平成3年4月1日生まれ	試験申込時において、保育士資格を有し、かつ資格取得後、保育士または幼稚園教諭（講師）としての職務経験を令和3年7月1日現在で5年以上有する人。	専門試験・論文	
保健師	R	昭和51年4月2日以降生まれ	試験申込時において、保健師免許を有するまたは令和4年3月までに取得見込みの人。	論文	5人程度
看護師	S	昭和51年4月2日以降生まれ	試験申込時において、看護師免許を有する人。 ※配属先は保育園を予定。	教養試験・論文	若干名
管理栄養士	T	昭和51年4月2日以降生まれ	試験申込時において、管理栄養士免許を有する人。 ※配属先は市長事務部局を予定。ただし、入所後に他施設への人事異動もあり。	教養試験・論文	若干名
調理士	U	昭和51年4月2日以降生まれ	試験申込時において、調理師免許を有し、かつ免許取得後、調理師としての職務経験を令和3年7月1日現在で3年以上有する人。	教養試験・論文	若干名
事務（障がい者）	V	昭和51年4月2日以降生まれ	高等学校以上を卒業または令和4年3月までに卒業見込みで、試験申込時において、障がい者手帳の交付を受けている人のうち、次の要件をすべて満たす人。 (1)事務職として職務の遂行ができる。 (2)活字印刷文による出題に対応できる。 ※「障がい者手帳」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のことをいいます。	教養試験・論文	若干名

■6月の放射線量等　**○大気中放射線量（単位：マイクロシーベルト／時）**　最大値0.08／最小値0.07（市役所前）